

# 障害福祉サービス

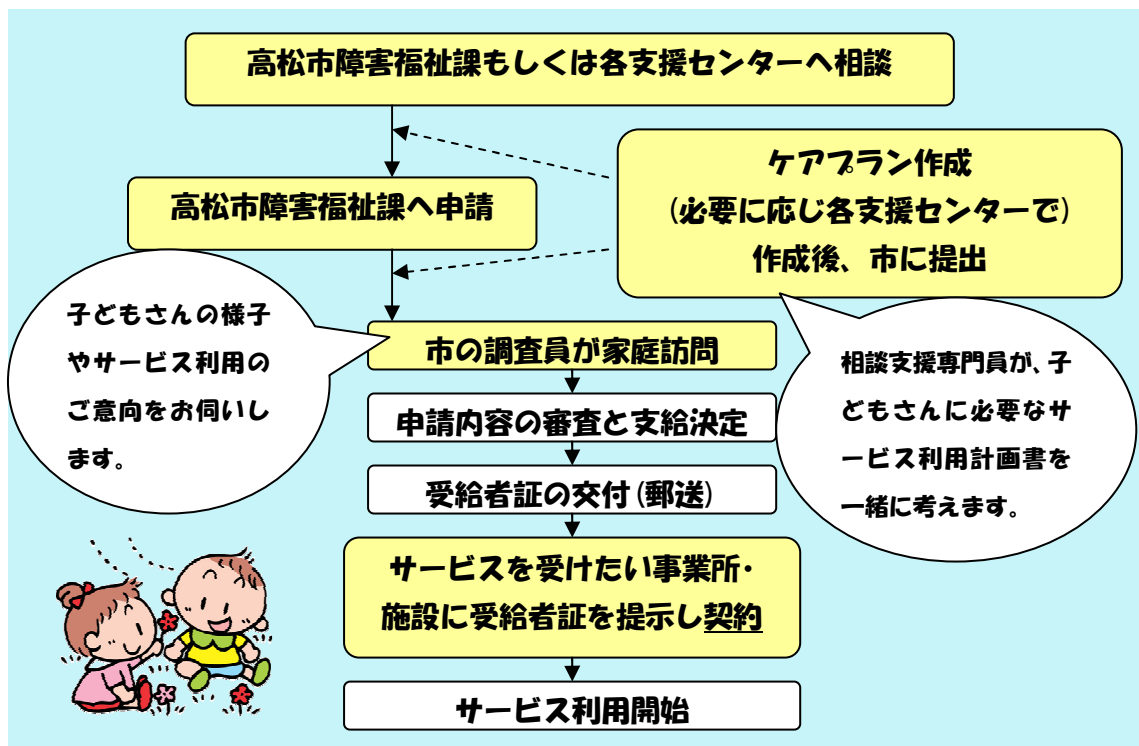
【高松市・子ども版】

障害福祉サービスとは…施設サービス(入所、通所)と地域で生活している方への居宅サービスがあります。障害福祉サービスとは施設や地域で生活している障害を持っている方を対象に、自立や療育、余暇の充実、ご家族への支援を目的としたサービスです。

- サービスを利用するためには受給者証が必要です。受給者証を申請する為には、原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかが必要です。(※各手帳の手続きは高松市障害福祉課にお問い合わせください。)ただし、手帳を持っていない発達障害者等も「医師の意見書」があればサービスを利用できる場合もあります。詳しくは、香川県障害福祉相談所、高松市障害福祉課もしくは支援センターまでお問い合わせ下さい。
- 受給者証の申請から利用開始までに1ヶ月程度かかります。お早めにご相談ください。
- サービスが受けられる事業所については、市や各支援センターで情報を提供します。
- サービスの利用には、自己負担(サービス単価の1割)が必要です。利用料には負担上限月額が設定されています。

## 【障害福祉サービス利用の流れ】(居宅)

\* 施設サービス(みどり園、こだま学園等)のご利用については香川県障害福祉相談所(087-867-2696)へお問い合わせ下さい。



\* 黄色部分は保護者の方に手続きをしていただく項目です。

## 障害福祉サービス(居宅)



### ① 児童デイサービス

活動を通じて、子どもの自立に必要なことに取り組みます(療育)。

サービス	自己負担額
児童デイサービス(1日)	828円
経過型児童デイサービス(1日)	689円
送迎を伴う場合の加算(片道)	54円

\* 食事代別途必要です。

### ② 短期入所(ショートステイ)

ご家族が病気などで介護ができない時などに、子どもを一時的に施設や事業所に宿泊させることができます。その間は、施設や事業所が入浴、食事、排泄のサービス提供を行います。

\* 食事代別途必要です。

障害程度区分(児童)	自己負担額
障害程度区分3(1日)	757円
障害程度区分2(1日)	593円
障害程度区分1(1日)	490円

\* 障害程度区分とは、市の判定に基づき認定された障害の程度を表しています。数字が大きくなるにつれ、介護の必要性も高いということです。区分は受給者証に記載されているのでご確認ください。



### ③ 居宅介護(ホームヘルプ)

- ・身体介護…ヘルパー(介護支援員)が子どもの食事、入浴などを手伝います。
- ・家事援助…ヘルパーが子どもの洗濯、食事の用意、掃除などを手伝います。
- ・通院介助…ヘルパーが子どもの病院受診に付き合います。
- ・通院等乗降介助…通院等の為、車両への乗車および降車の介助などを行います。

サービス	自己負担額(30分以上~1時間未満)
身体介護(基本3時間まで)	402円
家事援助(基本1.5時間まで)	197円
通院介助	身体介護伴う402円、伴わない197円
通院等乗降介助	1回につき100円

\* 保護者がやむをえない事情で子どもの介護が出来ない場合に限りま。



#### ④ 日中一時支援事業

日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する為など、ご家族の事情での利用ができます。

時間	自己負担額
4時間未満	200円
4時間以上(8時間未満)	400円
送迎を伴う場合の加算(片道)	55円

\*食事代別途必要です。

#### ⑤ 移動支援事業

一人で外出が難しい子どもに付き添い、屋外での移動を支援します。地域における、自立生活や社会参加を促すものです。

時間	自己負担額
30分未満	150円
30分以上～1時間未満	300円
1時間以上の加算	30分ごとに100円

\*知的・精神の障害や視覚障害など利用要件があります。

\*通所・通学・通園・通院には利用できません。

\*バス・電車の運賃など別途必要な料金があります。

\*単価は早朝、夜間の加算などがありますので、あくまでも目安です。

#### 【利用料】

サービスの利用には自己負担(サービス利用料の1割)が必要です。

利用者負担(利用料)には月額負担上限額が設定されています。

受給者証をお持ちの方は受給者証に記載されていますので、ご確認ください。

区分	負担上限月額
生活保護	0円
低所得1(年収80万円以下)	1500円
低所得2(年収80万円超)	3000円
一般	4600円

\*おやつや工作費など、利用料とは別に必要な料金があります。これについては、ご利用の事業所にお問い合わせください。

\*18歳以上になると、ご家族の所得ではなく、利用者本人及びその配偶者の収入状況で負担上限月額が決まります。



☆福祉サービスについて分からないことや相談は…

**【行政機関】**

香川県障害福祉相談所	高松市田村町 1114 番地	087-867-2696
高松市障がい福祉課	高松市番町一丁目 8 番 15 号	087-839-2333

**【知的障害者：支援センター】**

地域生活支援センターこだま	高松市木太町 1997-3	087-861-7621
障害者相談支援センターりゅううん	高松市仏生山町甲 2436-1	087-815-5266

**【身体障害者：支援センター】**

障害者生活支援センターたかまつ	高松市田村町 1114	087-815-0330
障害者生活支援センターあい	高松市前田東町 585-5	087-847-1021

**【精神障害者：支援センター】**

クリマ	高松市牟礼町大字原 883-16	087-845-0335
ほっと	高松市川島東町 1914	087-840-3700
ライフサポートセンター	高松市岡本町字上新開 60-1	087-815-7877
オリーブ	小豆郡小豆島町池田 2519-7	0879-75-2310
はなぞの	丸亀市柞原町 116	0877-21-5712
中讃地域生活支援センター	坂出市加茂町 700-13	0877-56-3200
ありあけ	観音寺市柞田町甲 1340-4	0875-57-5501
わかたけ	坂出市西庄町 1666-4	0877-45-6746

お気軽にお問い合わせください(^\_^)♪

\*相談は無料です。